

「仮想個人勘定残高一覧」に関するよくあるご質問（FAQ）

全国情報サービス産業企業年金基金

Q1. 仮想個人勘定残高とは

A. 事業主様に納付いただいている掛金を原資として、毎月の持分付与額と利息を基に計算した給付の基礎となる数値（一時金相当額）です。当基金では、加入者の皆様に退職後のライフプランのご参考としていただくため、毎年「仮想個人勘定残高」（当年3月末時点）をお知らせすることとしています。

Q2. 既に退職した者が一覧に含まれている

A. 仮想個人勘定残高一覧には、2025年6月16日までの届出を基に、2025年3月末時点で加入者である方が記載されています。

そのため、次の①～②に該当する方は一覧に含まれております。

- ① 2025年3月31日以降に退職された方（資格喪失日が2025年4月1日以降の方）
- ② 2025年6月17日以降に資格喪失届の提出があった方

Q3. 在職中の従業員なのに、一覧に含まれていない

A. 仮想個人勘定残高一覧には、2025年6月16日までの届出を基に、2025年3月末時点で加入者である方が記載されています。

そのため、次の①～④に該当する方は一覧に含まれておりません。

- ① 2025年4月以降に入社された方
- ② 2025年6月17日以降に資格取得届の提出があった、2025年3月以前に入社された方
- ③ 事業所ごとに定める加入者範囲から外れている方
- ④ 事業所ごとに定める加入年齢の上限を超えたため、当基金の加入者資格を喪失されている方

裏面へ

Q4. 前年度末仮想個人勘定残高が 0 円になっている者がいる

A. 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日に加入者資格を取得された方は、前年度末仮想個人勘定残高が 0 円となります。

また、加入者年齢の上限が 65 歳の事業所で、当年度中（2024 年 4 月～2025 年 3 月）に 60 歳に到達し、基金より第 1 年金又は第 2 年金の受給を開始された方も、前年度末仮想個人勘定残高が 0 円となります。

Q5. 勤続期間が長いのに、前年度末仮想個人勘定残高の金額が少ない者がいる

A. 加入者年齢の上限が 65 歳の事業所の場合、前年度以前（2020 年 4 月～2024 年 3 月）に 60 歳に到達し、基金より第 1 年金又は第 2 年金の受給を開始されている方は、前年度末仮想個人勘定残高に受給開始（60 歳）以降の仮想個人勘定残高が記載されるため、金額が少ない場合があります。

Q6. 当年度持分付与額が 0 円になっている者がいる

A. 基金の制度移行時（2017 年 7 月 1 日時点）に 60 歳未満かつ、制度移行の際に事業所が定めた加入者範囲から外れていた方は、新制度の加入者資格は取得しておりますが、掛金の拠出額が 0 円になっております。このような方を無拠出加入者といい、資格喪失までの間は利息のみが付与されます。ただし、途中で加入者範囲に含まれるようになった場合は、拠出開始届を提出していただくことで通常の加入者に復帰する（掛金を拠出する）ことが可能となっております。

Q7. 加入者期間が 3 年未満の者が「仮想個人勘定残高一覧」に含まれているが、すぐに退職した場合にも給付を受けることができるか

A. 当基金の給付を受けるには、原則として加入者期間が 3 年以上必要です。60 歳未満の方が加入者期間 3 年未満で加入者資格を喪失した場合には給付を受けられません。

このたびのご案内は、あくまで 2025 年 3 月末時点の仮想個人勘定残高を把握していただくために金額を表示しております。